

資料 9

宇城圏域における拠点コーディネーター 配置に係る取組状況報告

熊本県障がい者自立支援協議会
宇城圏域における地域生活支援拠点等整備状況(令和7年3月5日現在)

	宇城市	宇土市	美里町
整備類型	面的整備		多機能拠点整備
運用開始	平成31年4月		
コーディネーター配置	無 暫定的に基幹センターの総合相談で対応		有
体制検討の場	地域自立支援協議会		地域自立支援協議会 美里町自立支援協議会
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け説明会 ・障がい福祉事業者及び地域包括支援センター、民生委員等を対象とした研修会の実施 ・精神障害者家族会研修会での事業説明 ・手をつなぐ育成会研修会での事業説明 ・市町HPへの掲載 ・美里町のみ社協のパンフに掲載 		
登録者数(継続支援)	5名	2名	7名
緊急保護件数	1件	1件	4件
シェルター	無		有
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急保護の際、協定を結んでいる事業所であっても受け入れが困難 ・拠点コーディネーターの不在 ・地域自立支援協議会では報告が中心で、体制や課題の検討までできていない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・拠点コーディネーターを配置しているが、計画相談との兼務のため負担が大きい ・重度身体障害者の緊急受け入れが難しい
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹センタースタッフを増員することにより拠点コーディネーターとしての役割を強化 ・宇土市、宇城市については体制検討の場を各市単独で作り、協力事業所の連携体制の構築、緊急保護先の確保、人材育成等を行う ・R6 法改正において基幹センター業務から拠点機能に組換えられた「地域移行・定着支援の推進」の取組と4機能への再編成 		

報告者 宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい センター長 千代丸智也

宇城圏域地域生活支援拠点コーディネーター業務

登録者への対応

1.通常時の支援状況

相談受付及び事業の説明

登録の援助

アセスメント

登録者台帳作成(適宜更新)

支援プランの作成

ケース会議 関係機関招集し、状況把握。

支援開始

- ・相談支援事業所に繋がっておらず、相談機能が必要な場合は、事業所のコーディネート。
- ・体験利用の方について見学同行、福祉サービス申請の支援等。

モニタリング

計画見直し時期に、 に戻り、支援プランの更新し継続的に支援。

2.緊急時の対応

緊急時の状況把握。

台帳に沿って、緊急連絡先、関係機関への連絡。

緊急対応期間の把握。在宅が難しい場合は、本人が契約を交わしている短期入所事業所へ受け入れの依頼。

短期入所の支給決定日数が足りない場合は、相談支援専門員へ依頼し、計画書(案)作成してもらう。計画(案)を元に、必要な日数のサービスの支給決定を市町と協議。

契約事業所の受け入れが難しい場合、本人在住の拠点協力事業所へ連絡し、短期入所の空き状況の確認、受け入れ依頼。

本人在住の市町で受け入れ先が確保できない場合は、範囲を圏域に広げ調整する。

受け入れ可能な事業所が見つかり次第、本人を受け入れ先まで送迎する。

受け入れ先に本人の基本情報をお伝えし、対応依頼。

緊急ケース会議の開催

- ・関係機関招集し、日中の過ごし方や、医療面、今後の対応等について協議する。

協議した内容で、支援開始。

継続的にモニタリング行う。

本人の意向を元に、今後の支援の方向性や本人の生活の場等を改めて検討。

未登録者への対応

1. 通常時の支援状況

- ・地域の潜在的な利用者の掘り起こしを行う為のアプローチ

2. 緊急時の対応

緊急時の状況把握。

緊急でアセスメント、関係機関からの情報収集を行う。

緊急連絡先、関係機関への連絡。

在宅が難しい場合は、緊急時受け入れ先の確保。

本人在住の市町拠点協力事業所へ連絡し、短期入所の空き状況の確認。

短期入所の支給決定を受けていない方については急ぎで短期入所申請。支給量の協議。

相談支援専門員がいない場合、一旦基幹センターにてセルフプランにて対応。

担当相談支援事業所が見つかり次第引継ぎ。

本人在住の市町で受け入れ先が確保できない場合は、範囲を圏域に広げ調整する。

受け入れ可能な事業所が見つかり次第、福祉サービスの利用調整、申請の援助。

受け入れ先に本人を送り、本人の基本情報をお伝えし、対応依頼。

緊急ケース会議の開催

- ・関係機関招集し、緊急対応期間の日中の過ごし方や、医療面、今後の対応等について協議する。

協議した内容で、支援開始。

継続的にモニタリング行う。

本人の意向を元に、今後の支援の方向性や本人の生活の場等を改めて検討。

その他業務

- ・関係機関会議への出席及び広報活動
- ・地域住民や福祉関係者等への事業の周知
- ・指定特定の相談支援専門員からの相談対応及び連携、バックアップ